常陸太田市地域防災計画

平成 22 年 3 月策定
平成 24 年 3 月改定(風水害等対策計画・震災対策計画)
平成 25 年 7 月改定(原子力災害対策計画)
平成 26 年 11 月改定(風水害等対策計画・震災対策計画)
平成 28 年 2 月改定(風水害・震災・原子力災害対策計画)
平成 30 年 2 月改定(風水害等対策計画・震災対策計画)
平成 31 年 2 月改定(風水害・震災・原子力災害対策計画)
令和 3 年 2 月改定(風水害・原子力災害対策計画)
令和 4 年 3 月改定(風水害・震災・原子力災害対策計画)

常陸太田市防災会議

総則編 1

１．総則 1
第１節　目的 1
第２節　地勢概要 2

風水害等対策計画編 5

１．総則 5
第１節　既往災害状況 5
第２節　被害想定 5
第３節　防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱 6

２．風水害対策計画 15
第１章　災害予防 15
第１節　水政計画 15
第２節　土砂災害予防計画 18
第３節　交通・都市計画 22
第４節　文教計画 23
第５節　農地農業計画 25
第６節　情報連絡体制等の整備運用計画 26
第７節　応急給水計画 28
第８節　食糧・生活必需品等の備蓄・調達計画 29
第8-2節　燃料の調達・供給計画 30
第９節　災害用資機材等の点検整備計画 32
第9-1節　罹災証明書の発行体制の整備計画 33
第10節　火災予防計画 34
第11節　避難収容活動計画 36
第12節　防災知識の普及・防災訓練計画 39
第13節　商工計画 42
第14節　自主防災組織の活動体制整備計画 43
第15節　相互応援協力計画 46
第16節　職員の非常参集体制の整備計画 49
第17節　要配慮者対策計画 52
第２章　災害応急対策 56
第１節　組織計画 56
第２節　動員計画 60
第３節　気象情報等計画 62
第４節　災害情報の収集・伝達計画 66
第５節　通信計画 69
第６節　広報計画 71

第 7 節　水防計画 …… 73
第 8 節　交通計画 …… 75
第 9 節　避難計画 …… 77
第 10 節　食糧供給計画 …… 92
第 11 節　衣料，生活必需品等物資供給計画 …… 94
第 12 節　給水計画 …… 95
第 12-2 節　燃料供給計画 …… 96
第 12-3 節　義援物資対策計画 …… 97
第 13 節　要配慮者安全確保対策計画 …… 98
第 13-2 節　帰宅困難者対策計画 …… 102
第 14 節　応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画 …… 104
第 15 節　医療・助産計画 …… 107
第 16 節　災害廃棄物・防疫計画 …… 110
第 17 節　行方不明者の捜索及び遺体火葬計画 …… 112
第 18 節　障害物の除去計画 …… 114
第 19 節　輸送計画 …… 115
第 20 節　労務計画 …… 116
第 21 節　文教対策計画 …… 117
第 22 節　応援・派遣要請計画 …… 119
第 23 節　農地農業計画 …… 122
第 24 節　ボランティア協力計画 …… 123
第 25 節　災害救助法の適用 …… 125
第３章　災害復旧 128
第 1 節　公共施設の災害復旧計画 …… 128
第 2 節　被災者の生活の安定化 …… 130
第 3 節　生活関連施設等の復旧計画 …… 133
第 4 節　激甚災害の指定に関する計画 …… 135

３．航空災害対策計画 136
第１章　災害予防 136
第 1 節　茨城県と本市の航空状況 …… 136
第 2 節　航空交通の安全のための情報の充実 …… 136
第 3 節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え …… 136
第２章　災害応急対策 138
第 1 節　発災直後の情報の収集・連絡 …… 138
第 2 節　活動体制の確立 …… 139
第 3 節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動 …… 140
第 4 節　避難指示・誘導 …… 140
第 5 節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 141
第 6 節　関係者等への的確な情報伝達活動 …… 141
第 7 節　遺族等事故災害関係者の対応 …… 141
第 8 節　防疫及び遺体の処理 …… 141
第３章　災害復旧 141

４．鉄道災害対策計画 142
第１章　災害予防 142
第１節　市内の鉄道状況 142
第２節　鉄道交通の安全のための情報の充実 142
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 142
第２章　災害応急対策 145
第１節　発災直後の情報の収集・連絡 145
第２節　活動体制の確立 146
第３節　救助・救急，医療及び消火活動 146
第４節　避難指示・誘導 147
第５節　緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 147
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動 147
第７節　防疫及び遺体の処理 147
第３章　災害復旧 147

５．道路災害対策計画 148
第１章　災害予防 148
第１節　道路交通の安全のための情報の充実 148
第２節　道路施設等の管理と整備 148
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 148
第２章　災害応急対策 150
第１節　発災直後の情報の収集・連絡 150
第２節　活動体制の確立 151
第３節　緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動 151
第４節　危険物の流出に対する応急対策 151
第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 152
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動 152
第７節　防疫及び遺体の処理 152
第８節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 152
第３章　災害復旧 153

６．林野火災対策計画 154
第１章　災害予防 154
第１節　林野火災に強い地域づくり 154
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え 154
第３節　防災活動の促進 155
第２章　災害応急対策 156
第１節　発災直後の情報の収集・連絡 156
第２節　活動体制の確立 156
第３節　緊急輸送のための交通の確保 157
第４節　関係者等への的確な情報伝達活動 157
第５節　二次災害の防止活動 158

第３章　災害復旧 158

震災対策計画編 159
第１章　総則 159
第１節　本市の地震被害 159
第２節　各機関の業務の大綱 161
第２章　震災予防 162
第１節　防災組織等の活動体制の整備 162
第２節　防災まちづくり 163
第３節　被害軽減への備え 168
第４節　防災教育・訓練 169
第５節　地震に関する情報 170
第３章　震災応急対策 174
第１節　組織計画・初動対応 174
第２節　地震後概ね 30 分以内の活動 177
第３節　地震後概ね 24 時間以内に開始する活動 179
第４節　地震後概ね 24 時間以降に開始する活動 185
第５節　被害軽減対策 189
第４章　震災復旧 193

原子力災害対策計画編 194
第１章　総則 194
第１節　計画の目的 194
第２節　計画の性格 194
第３節　計画の周知徹底 194
第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 194
第５節　計画の対象となる範囲及び対応 202
第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 202
第７節　施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応 203
第２章　原子力災害事前対策 204
第１節　原子力施設の安全確保の基本方針 204
第２節　原子力事業者における防災体制の確立等 204
第３節　立入検査と報告の徴収 204
第４節　国・県及び関係機関等との連携 205
第５節　緊急事態応急体制の整備 205
第６節　情報の収集・連絡体制等の整備 208
第７節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 210
第８節　環境放射線の監視 211
第９節　避難収容活動体制の整備 211
第 10 節　要配慮者への対応 213
第 11 節　防災関係資機材の整備 214

第 12 節　物資の調達，供給活動 …… 214
第 13 節　国・県による緊急輸送活動への協力 …… 215
第 14 節　緊急被ばく医療体制等の確立 …… 215
第 15 節　教育及び防災訓練等の実施 …… 215
第 16 節　住民に対する防災知識の普及 …… 217
第 17 節　行政機関の業務継続計画の策定 …… 217
第３章　原子力災害応急対策 218
第１節　警戒事態発生時における連絡及び初期活動 …… 218
第２節　施設敷地緊急事態発生時における連絡 …… 220
第３節　常陸太田市災害対策本部の設置 …… 221
第４節　事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣 …… 224
第５節　関係機関等への協力要請 …… 224
第６節　広　報 …… 225
第７節　避難・屋内退避等の防護活動 …… 227
第８節　治安の確保及び火災の予防 …… 231
第９節　要配慮者対応 …… 232
第 10 節　緊急輸送活動 …… 232
第 11 節　緊急被ばく医療 …… 233
第 12 節　飲食物の出荷制限，摂取制限等 …… 234
第 13 節　防災業務関係者の防護対策 …… 234
第 14 節　行政機関の業務継続に係る措置 …… 235
第４章　原子力災害中長期対策 236
第１節　基本方針 …… 236
第２節　緊急事態解除宣言後の対応 …… 236
第３節　放射性物質の除去等 …… 236
第４節　各種規制措置の解除 …… 236
第５節　広　報 …… 236
第６節　被害状況の調査等 …… 236
第７節　住民等の健康影響調査等の実施 …… 237
第８節　事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等 …… 237
第９節　物価の監視 …… 237

資料編・（様式）

総則編
１．総則

第１節　目的

この計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて，常陸太田市防災会議が作成する計画であって，常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するに当り，防災関係機関がその全機能を発揮して，災害時の被害を最小化し，被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと，住民の生命，身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的とする。

第１　計画の用語

この計画において，次の各号にあげる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

1．災対法　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
2．救助法　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
3．県　　茨城県
4．市　　常陸太田市

第２　本計画の構成

この計画は，市及び防災関係機関等の防災業務の実施責任を明確にし，かつ，これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な，基本的大綱を示すものであり，その実施細目等については，別途関係機関が定める。

常陸太田市地域防災計画の構成は，総則編　風水害等対策計画編　震災対策計画編　原子力災害対策計画編及び資料編としている。

第３　基本方針

各対策計画編の基本方針は，次のとおりである。

1　大規模な災害を想定した防災対策の確立を図る。
2　被害を最小限とするため，災害の予防，発生時の応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
3　「誰が」，「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4　市及び防災関係機関はもとより，「自らの身の安全は自らが守る」との観点から，住民・事業者の役割も明示した計画とする。
5　「茨城県地域防災計画」の各対策計画編と整合した計画とする。

第４　計画の修正

この計画は，他の地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果，並びに市において発生した災害の状況及びこれに対して取られた災害応急対策の効果を考えあわせ，毎年検討を加え，必要があると認められたときは，これを市防災会議において修正する。

第２節　地勢概要

第１　地勢

１　位置と地勢

本市は茨城県の北部に位置しており，北は福島県に接し，東は多賀山地が北から南にのび，高鈴山，花園山が連なり日立市，高萩市に接している。西は久慈山地，久慈川を境に常陸大宮市，大子町に，南は久慈川を境に那珂市に接している。

本市の北部は大部分が山林で占められている一方，南部は久慈川，里川の流れにそって肥沃な水田地帯が広がっている。

位置図

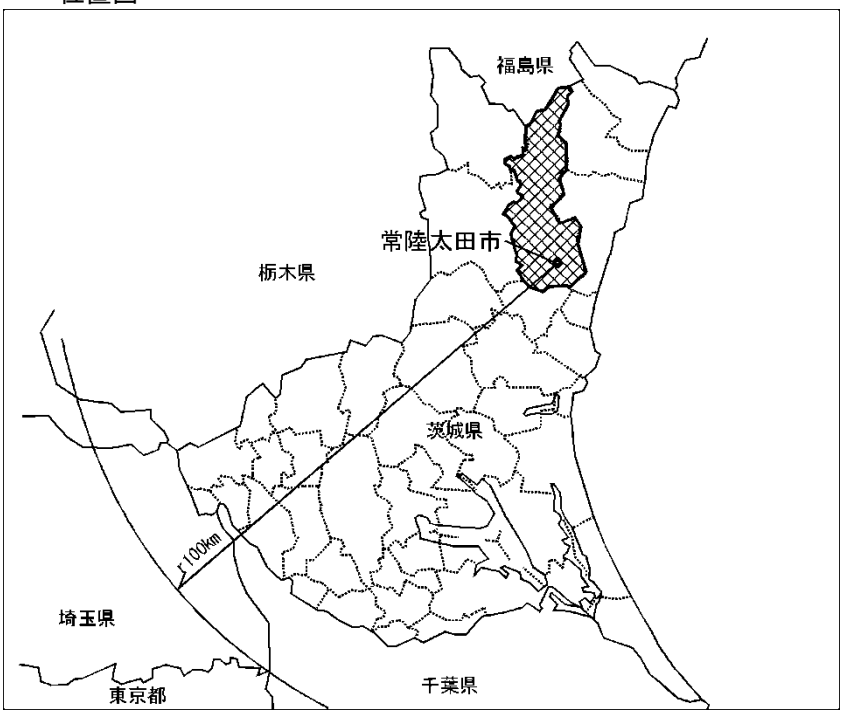

２　地質

本市の地質は，東側の多賀山地，西側の久慈山地及び南部の里川，久慈川流域の三つに大別することができる。

多賀山地は，変成岩や火成岩類により構成され，角閃岩，緑色片岩，珪長質岩，粘板岩，石灰岩，蛇紋岩，コートランド岩等によりできている。久慈山地は，新生代第三紀の堆積岩により構成され，礫岩，粗粒砂岩，中粒砂岩等によりできている。里川，久慈川流域は，表面から２～３ｍの関東ローム層，次いで砂，砂礫層があり，さらにその下に第三紀層がある。

３　気象

市は，東に多賀山地をはさんで太平洋が，北西に久慈山地，南は久慈川流域に続く那珂台地に接するなど地形の変化に富んでいる。気候は，比較的温暖であり，年間の降雨量は 800～1,500 ㎜程度，気温は，市域の南部においては過去 32 年間の平均気温が 14.6℃，冬は，晴れた日は北西の冷たい風が吹く。2 月に入り，市域南部の降雪はまれであるが，北部ではしばしば降雪がみられる。積雪量は那珂台地より少ない。

※（資料 2-1）気象統計

第２　社会条件

１　概要

本市を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化し，本格的な少子高齢社会，低成長社会を迎えつつある。また，情報化・国際化，価値観の多様化は急速に進展しており，それに伴い住民の暮らし方も変化している。

こうした社会的・経済的構造の変化によって，本市において発生する災害も過去の災害とは様相を異にし，複雑化と多様化の傾向を示すことが予想される。すなわち，単に自然環境のみから

起因するものとして認識されていた災害から，次第に人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきつつある。

一方，本市は平成 16 年 12 月 1 日に常陸太田市・金砂郷町・水府村及び里美村が合併，地方分権化の進展を見据えながら新生「常陸太田市」としてスタートしており，このような制度的な枠組みの変更も踏まえ，変わりつつある災害に的確に対処していくことが求められている。

2　人口

本市の人口は，次表のとおりである。

人口（人）			世帯数
総数	男	女	
47,439	23,076	24,363	19,297

資料：令和 3 年 4 月 1 日現在･常住人口調査

3　土地利用

本市の面積及び耕地･宅地･山林・原野面積は，次表のとおりである。

土地利用面積

総面積 K ㎡	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
371.99	34.92	25.02	16.63	0.42	189.79	8.85	17.35	79.01
100.0%	9.39%	6.73%	4.47%	0.11%	51.02%	2.38%	4.66%	21.24%

資料：令和 2 年 1 月 1 日現在・固定資産概要調書

4　経済

本市の産業別就業者は，平成 27（2015）年の国勢調査によると，第 1 次産業が 6.6%，第 2 次産業が 26.2%，第 3 次産業が 64.4%であり，県全体と比較して第 1 次産業者の割合が高いのが特徴である。

(1) 農業

減少傾向にはあるが，総農家数（2015 年農業センサス）は 4,566 戸で県全体の 5.2%を占め，農業粗生産額は 43 億 9 千万円で，県全体の 1.0%を占めている。内訳はコシヒカリなどの米が 57.6%，25 億 3 千万円となっている。その他，「常陸秋そば」を中心としたソバ，ぶどう・梨・梅などの果実，地酒，葉タバコ，「しみこんにゃく」で有名なこんにゃく，原木・菌床しいたけなどが生産されている。

(2) 工業

本市の製造業は，木材，金属製品，一般機械，食料品，電気機器などの小規模経営が多く，29 人以下が 93 事業所で 30 人以上は 16 事業所となっている。製造品出荷額は 403 億 9 千万円で，一人あたりの製造品出荷額 1 千 940 万円は県平均 4 千 394 万円の約 44%（H26 工業統計調査）となっている。

常陸太田工業団地（岡田町），宮の郷工業団地（宮の郷町），ハイテクパーク金砂郷（箕町）では，合計 29 社が操業している。

(3) 商業

鯨ヶ丘や国道 349 号，293 号沿いのロードサイドショップを中心に，小売業は 315 店舗で 305 億 5 千万円，卸売業は 59 店舗で 114 億 8 千 9 百万円の年間販売額（H26 商業統計調査）となっている。

また，農産物直売所は 6 店舗あり，農産物の販売拠点となっているほか，観光情報の発信源ともなっている。

(4) 観光業

豊かな自然や由緒ある史跡など，多くの地域資源に恵まれ，西山荘を拠点とする西山の里，竜神大吊橋，西金砂山周辺，プラトーさとみなど観光・レジャー施設が整備され，年間 118 万 4 千 3 百人（令和 2 年茨城県観光客動態調査）の観光客が訪れている。

また，グリーンツーリズムを通した体験型農業の受け入れや，常陸秋そば・ぶどう・なしなどの観光農業も進められている。

第 3　交通

1　鉄道及びバス

本市の鉄道は，本市と水戸市とを結ぶＪＲ水郡線が国道 349 号と平行に走っており，約 30 分で水戸市に連絡する。

路線バスは，利用者が減少傾向で，減便や路線の廃止が進み，市民バスや患者輸送バス，スクールバスなどを市が運行し，住民の足を確保している。また高速バスも首都東京に直結するとともに，茨城空港へも直結し，利便性が確保されている。

2　道路

本市の道路は，国道 349 号が南北に水戸市から福島県へ通り，国道 461 号が大子町へと続き，奥久慈グリーンライン林道も一部完成している。東西の幹線では，日立市につながる国道 293 号常陸太田東バイパスが建設中で，県北東部広域農道は一部供用開始，肋骨道路として国道 461 号や複数の主要地方道（県道）が高萩市・北茨城市・日立市・常陸大宮市にそれぞれ伸びている。

また，常磐自動車道路が市の南部の一部を通っており，南側は塁磐町付近を経て那珂市・水戸市に，北側は大森町を経て日立市に至っている。
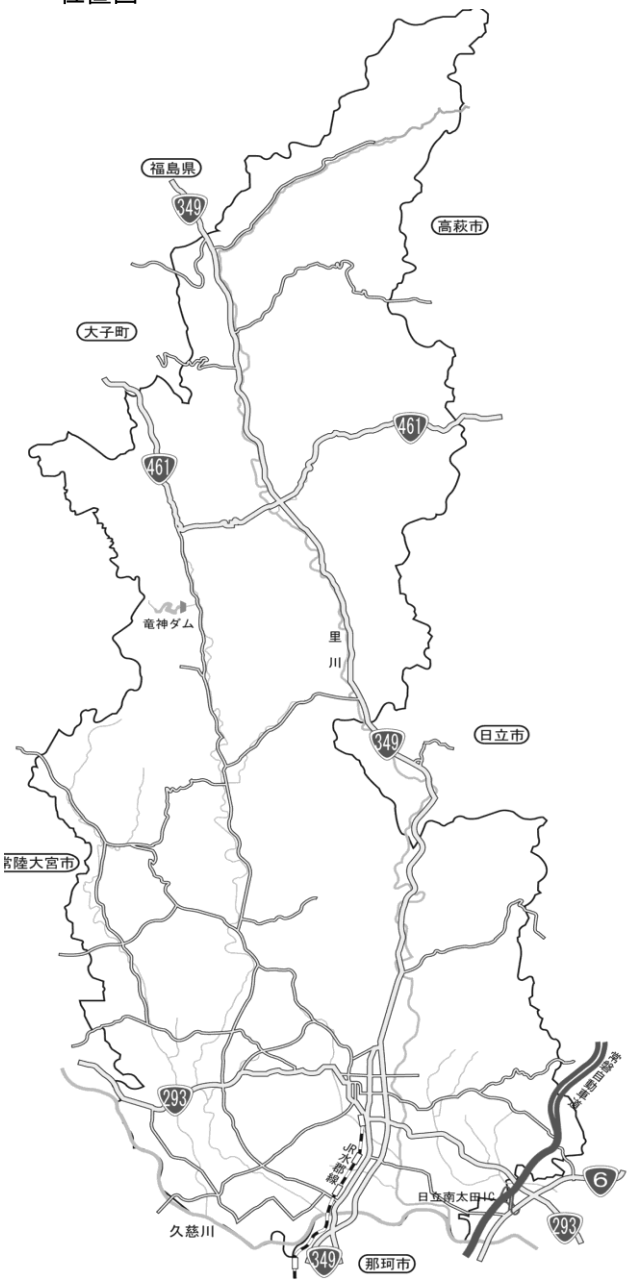
位置図